

平成18年度

定期監査結果報告

総務部 市民課

建設経済部 契約対策室

田川市監査委員

田 監 第 112 号 の 6
平 成 19 年 3 月 23 日

田 川 市 議 会 議 長 田 丸 雅 美 様

田 川 市 長 伊 藤 信 勝 様

田 川 市 監 査 委 員 村 上 耕 一

田 川 市 監 査 委 員 香 月 隆 一

定 期 監 査 結 果 報 告 書 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 199 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ く 定 期 監 査 を 実 施 し、 同 条 第 9 項 の 規 定
に よ り、 そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 決 定 し た の で 提 出 し ま す。

目 次

総 務 部 市 民 課 2

建設経済部 契約対策室 7

1 監査の対象

総務部 市民課
建設経済部 契約対策室

2 監査の範囲

平成18年4月1日から平成18年10月末日までの財務等に関する事務の執行

3 監査の期間

平成18年12月5日から平成19年2月28日まで

4 監査の方法

平成18年4月1日から同年10月末日までの財務等に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、事前に監査資料の提出を求め関係文書等を検査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取する方法で実施した。

5 監査の結果

事務執行の一部については改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後十分研さんされ、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、監査の結果の各事項は次のとおりである。

総務部 市民課

1 旅費について

管外出張に係る旅行命令書及び管内出張命令票を出勤カード等と照合検査した結果、管内出張命令票に出張時間の記入誤りや記入漏れが見受けられたので、適正な事務処理を行うよう注意されたい。

2 出張復命書について

出張復命書について、監査対象期間中の旅行命令に伴う出張復命書から抽出して検査した結果、作成された復命書は概要あるいは所感等が記載され良好な事務処理であった。

3 時間外勤務命令について

時間外勤務について時間外勤務命令票を検査した結果、適正な事務処理であった。

4 年次有給休暇消化簿等について

年次有給休暇消化簿及び休暇経伺簿の記帳整理について検査した結果、休日救急医療センターの年次有給休暇消化簿に差引誤りが見受けられたので注意されたい。

なお、平成 18 年 8 月からは、休日救急医療センターを除き、人事給与システム（勤休管理システム）が導入された。これについて「出勤簿」及び「超過勤務・休日勤務および夜間勤務命令簿」を検査した結果、適正に処理されていた。

5 資金前渡事務について

本市会計事務規則では、「資金前渡を受けた職員は、支払義務の発生後速やかに適正な支払をなし、その支払完了後 7 日以内に精算書を作成し、証拠書類を添え市長の決裁を経て助役に送信しなければならない。」とされている。

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算書（整理票）を検査した結果、国民健康保険の出産育児一時金の支払において精算が遅れたものがあつた。資金前渡の精算は、定められた期間内に行うよう留意されたい。

また、出産育児一時金等の請求・領収書は、一枚の様式の中に上下で請求書と領収書に分かれている。出産育児一時金支払後、請求書と領収書に切り離され、領収書は精算に使用されることになっている。

この精算書に添付された領収書を検査した結果、請求書には住所・氏名が記入されているものの、領収書には住所は記入されているが氏名欄に『同上』と記入されたものがあった。請求者に氏名等を記入してもらった後は、その内容について確認されたい。

6 補助金交付について

田川市防犯協会及び田川防犯協会連合会では、防犯事業として防犯灯の新設、維持管理等及び各種啓発事業が行われている。

また、田川市交通安全対策協議会では、交通安全事業として交通安全のための各種啓発事業等が行われている。

本課では、これらの事業に対し、田川市補助金交付規則により補助金を交付しているが、その一部に「補助金交付決定通知書」による通知をしていないものが見受けられたので適正な事務処理に改善されたい。

7 契約事務について

平成 18 年 10 月末日までに締結した業務委託契約等について検査した結果、

- ア 契約書中の文言に誤りのあるもの
- イ 予算措置なしに契約を締結しているもの
- ウ 契約書の相手方に私印を押印しているもの
- エ 契約保証金免除の理由を明記していないもの

等があったので改善されたい。

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を理由として随意契約を締結しているもののうち、第 1 号理由に該当しないものがあった。さらに、随意契約による場合、1 者から見積書を徴しただけのものがあった。

随意契約は、その必要性が認められる場合に限り適用できるものであり、その場合でも 2 者以上の見積書を徴した上で適正な価格を判断すべきものである。

随意契約により契約を締結するにあっては、的確な判断と適切な事務処理を行うように改善されたい。

8 財産管理について

本課所管の備品の管理事務について抽出して検査した結果、市民係及び保険年金係においては、備品台帳にも記載されおおむね良好な事務処理であったが、一部使用していないOA機器があったので、速やかに整理し台帳の整備を図られたい。なお、これらのOA機器を整理処分する場合には、個人情報漏洩に注意し慎重に処理するよう要望する。

また、休日救急医療センターにおいては、備品台帳が整備されておらず検査ができなかったため、速やかに台帳整備を行い遺漏のない管理を要望する。

9 諸証明の交付について

諸証明の交付事務について4月分及び7月分を抽出して検査した。

(1) 手数料の収納

諸証明の交付に関する手数料の収納について、収入日の調定と当該日のレジスターの合計金額を照合した結果、それぞれ合致するものであった。しかし、諸証明の交付申請書と交付実績(レジスターの記録)を照合した結果、合致しない日があった。

これについては、日ごとに束ねられ保管されている交付申請書が第三者機関による検査時にその日付が誤って束ねられたため、交付申請書と交付実績の整合性を確認することはできなかった。

本課においては、自動交付機等の導入を検討しているとのことであり、今後の事務改善を期待する。

(2) 各申請書の記載等

各申請書の記載内容及び同申請に関する同意書について検査した結果、税証明交付申請書において、同意書の筆跡及び印影が同一と思われるものがあった。

税証明等個人情報については、その取り扱いに細心の注意を払い、後日の紛争を回避するためにも申請書等の保管について今後とも注意されたい。

10 自動車臨時運行許可事務について

道路運送車両法第34条第2項による自動車臨時運行の許可事務(臨時ナンバープレートの貸与)について検査した結果、許可手数料については、申請時に徴収されており良好な事務処理であった。

また、返納期間が過ぎた者に対しては督促等を行うなど回収に努力しており良好な事務処理であった。

11 国民健康保険等について

(1) 国民健康保険等の台帳及び異動事務

本市の国民健康保険加入世帯及び被保険者数は、平成 18 年 10 月末日現在 12,119 世帯、20,902 人となっている。現在、国民健康保険の台帳は、システムによってその資格の取得や異動等の管理が行われている。

この異動事務等について、監査対象期間のうち平成 18 年 5 月届出書（347 件）を抽出して検査した結果、適正な事務処理であった。

(2) 高額療養費の支給事務

国民健康保険の被保険者が医療機関を受診して医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されることになっている。

この支給事務について、監査対象期間のうち平成 18 年 4 月分及び 10 月分（535 件、4,593 万円）を抽出して検査した結果、適正な事務処理であった。

(3) 高額療養費支払資金の貸付事務

この貸付は、市内に引き続き 3 ヶ月以上住所を有する国民健康保険の被保険者で、高額療養費の支払が困難な世帯の世帯主に対し、80 万円を限度に無利子で貸付けるものである。

この貸付事務について検査した結果、申請書には必要な書類等が添付され、適正な事務処理であった。なお、添付書類のうち借用書及び印鑑登録証明書は、高額療養費の支払いのときに申請者に返却されている。

(4) 高額（減額）査定通知

国民健康保険（国保）の被保険者が医療費を払い過ぎていた場合、国保を運営する自治体が被保険者にその過払いを知らせる高額（減額）査定通知について検査した結果、本年度 9 月診療分までに 1 万円以上の減額が行われた診療報酬明細書（レセプト）は 7 件あり、そのすべてについて被保険者に通知が行われていた。

また、貸付分が高額療養費を超えている分については、医療機関とも連絡を取り、返還が行われている。

12 休日救急医療センターについて

(1) 診療費の収入状況

診療費自己負担金の収入について検査した結果、日ごとの収入金は診療費関係簿（日計簿）に貼付しているレシートの金額及び収入表と合致しており良好な事務処理であった。

なお、監査対象期間内における未収金はなかった。

(2) 診療費の払い戻し

受診者が保険証を提示せずに受診した場合、本センターは診療費の全額を徴収し、後に受診者が保険証を提示したときに自己負担分以外の診療費の払い戻しを行っている。

この払い戻し事務について検査した結果、診療費自己負担分については診療費事業収入として歳入処理を行っているが、残りの保険対象分については保険証の提示があるまで本センターの金庫での預かりとしている。しかし、その預かり金の管理台帳等が未整備で、その明細が容易に把握することができない状態であった。

また、保険証の提示があった場合、レセプト及び診療費関係簿で確認する以外に方法がなく、レセプトの保存期間を経過し破棄されたケース等については、払戻額を確定できないことも考えられる。

さらに、保管されている保険対象分については、いつまでも預かりとしておくべきものではなく、保険証の提示がない以上診療費収入として整理すべきものと思慮される。

保険証未提示の場合の保険対象分の今後の管理方法については、改善するよう要望する。

(3) 施設の清掃業務委託

本課所管の休日救急医療センターは、その施設を田川医師会から借受けその事業を実施している。

この施設の清掃委託については、詳細な仕様書に基づくものとなっていないため、実施方法について抜本的な見直しを要望する。

建設経済部 契約対策室

1 旅費について

管外出張に係る旅行命令書及び管内出張命令票を出勤カード等と照合検査した結果、適正な事務処理であった。

2 出張復命書について

出張復命書について、監査対象期間中の旅行命令に伴う出張復命書を検査した結果、作成された復命書は概要あるいは所感等が記載され、良好な事務処理であった。

3 年次有給休暇消化簿等について

年次有給休暇消化簿及び休暇経同簿の記帳整理について検査した結果、良好な事務処理であった。

なお、本年8月分からは人事給与システム（勤休管理システム）が導入された。これについて「出勤簿」を検査した結果、適正な事務処理であった。

4 備品の管理について

本課所管の備品の管理事務について備品台帳と照合検査した結果、良好な事務処理であった。